

733

180

臨時資金調整法令

(附事業資金調整標準)

大藏省理財局編



0029411000

0029411-000

733-180

臨時資金調整法令

大藏省理財局・編

内閣印刷局

昭12

ADI

733

180

大藏省理財局編纂

臨時資金調整法令

(附 事業資金調整標準)

733
180

目次

○臨時資金調整法(昭和十二年九月十日)……………一

○臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件(昭和十二年九月十四日)……………五

○同上(昭和十二年九月二十五日)……………七

○臨時資金調整法施行令(昭和十二年九月二十五日)……………九

○臨時資金調整法施行細則(昭和十二年九月二十七日)……………一三

○自恰的資金調整標準(昭和十二年九月)……………一三

○臨時資金調整法ニ基キ事業資金調整標準(昭和十二年九月)……………二五

第一 鑛業……………二五

第二 工業……………二九

第三 農林業……………六五

第四 水産業……………六七

第五 交通業……………六九

第六 商業……………七一

第七 雜業……………七三

第八 其ノ他ノ事業及施設……………七七



180



●臨時資金調整法

(昭和十二年九月十日)
法律第八十六號

第一條 本法は、支那等と關係する物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲メ國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス

第二條 銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト稱ス)ノ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ

- 一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ
 - 二 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキ
 - 三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ
- 第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム
- 前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス
- 第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

臨時資金調整法

臨時資金調整法

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限り日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

政府ハ第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ額面金額五億圓ヲ限り其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條、第四條、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金二億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年內ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以內ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條第一項及第八條並ニ日本勸業銀行法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

タル者

二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告、設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

臨時資金調整法

●臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十二年九月二十五日
勅令第五百二十六號)

臨時資金調整法中未ダ施行セザル規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

●臨時資金調整法施行令

(昭和十二年九月二十五日)
勅令第五百二十七號

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ

二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)五十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社

二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可又ハ免許ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

●臨時資金調整法施行令

(昭和十二年九月二十五日)
勅令第五百二十七號

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亙ル資金ノ貸付ヲ爲サントストキ亦同ジ

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ

二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)五十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社

二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可又ハ免許ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

臨時資金調整法施行令

一〇

- 第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 資本金五十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更
- 二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金五十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併
- 行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ
- 第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金五十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ
- 臨時資金調整法第四條第二項第二號ノ限度ハ十萬圓トス
- 第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項
- ハ大藏大臣商工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム
- 第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依ル保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム
- 第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得
- 一 航空機製造事業
 - 二 金屬工機械製造事業
 - 三 兵器及兵器部分品製造事業
 - 四 鋼船製造事業
 - 五 製鐵事業
 - 六 產金事業
 - 七 石炭鑛業

八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

- 第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ
- 第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス
- 大藏大臣銀行又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ
- 附則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

●臨時資金調整法施行細則

(昭和十二年九月二十五日)
大藏 農林 商工省令

第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定ム
主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請書ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
- 三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)
- 四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
- 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 借主ガ會社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
- 三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價額

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

第四條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ

受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱

二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額

四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件

五 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件

六 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途

七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資

金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

二 有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントストキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作

成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及氏名

二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額

三 會社ノ目的タル事業ノ大要

四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由

五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

六 第一回ノ拂込ノ時期及金額

前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書ヲ添附スベシ

會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ前項ノ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第六條 臨時資金調整法施行令第五條ノ資本増加ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書

ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額

三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

五 資本増加ヲ必要トスル事由

六 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ用途

七 資本ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資

金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本増加ノ決議ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキ

ハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第七條 臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申

請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
 - 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
 - 五 合併ノ時期及方法
 - 六 合併ヲ必要トスル事由
 - 七 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 合併ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 合併契約書ノ謄本
 - 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書
 - 四 合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 第五條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第八條 臨時資金調整法施行令第五條ノ目的變更ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
 - 四 目的變更ヲ必要トスル事由
 - 五 目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第九條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ催告ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲

グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 株金ノ拂込ノ時期及金額
- 四 株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
- 五 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ使途
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラスシテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
 - 四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

株金ノ拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニシテ其ノ拂込ノ催告、募集又ハ借入ガ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合ハ當該資金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件
- 四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ使途
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 社債申込證案及募集趣意書案
- 三 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十二條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金全額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 資本増加ノ金額竝ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 四 資本増加ノ方法

五 株金全額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

六 資本増加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 三 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 四 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集セン

トスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件
- 四 商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルモノナルトキハ認可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
- 二 社債ノ利率ノ最高限度
- 三 第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 四 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
 - 三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本
 - 四 信託證書案
 - 五 社債ニ付スル擔保物件ノ目錄
 - 六 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
 - 七 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 三 額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
 - 四 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 第十五條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 三 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
 - 四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 第十六條 前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ報告書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ

- 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - ロ 借主ノ事業ノ種類
 - ハ 貸付ノ年月日
 - ニ 貸付ノ種類及金額
 - ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
 - ヘ 貸付金ノ使途
 - 二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 應募割當ノ年月日
 - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
 - 三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年月日
 - ニ 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
 - ヘ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - ト 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途
- 第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可若ハ認可ノ申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ對シ其ノ副本ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ本令ニ定ムルモノノ外關係者ニ對シ臨時資金調整法ニ依ル許可又ハ認可ニ關シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス

附則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

●自治的資金調整準則

(昭、二二、九)

- 一、臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル金融機關又ハ證券引受業者ハ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク)ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲スニ付別表事業資金調整標準ニ基キ左記ニ依リ之ヲ自治的ニ調整スルモノトス但シ一件ノ金額三萬圓未滿ノモノニ付テハ任意ニ取扱ヒテ差支ナシ
- (1) 別表事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモノトス
- (2) 別表事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ
 - (一) (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額五十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ナキコト一件ノ金額五十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲スコト
 - (二) (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ナキコト
 - (三) (ハ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差控フルヲ可トスルモノ之ヲ爲スヲ必要ト認ムル事情アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (3) 別表事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (4) 別表事業資金調整標準中乙ノ(ハ)及丙ニ屬スル事業ニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ改良並ニ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良又ハ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ關スルモノハ本標準ノ分類ニ拘ラス特別ノ取扱ヲ爲スコト但シ一件ノ金額十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (5) 地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ

自治的資金調整標準

政府が事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ本標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ關シテハ該融通資金ニ付亦同様トス

(6) 外地及滿洲ニ於ケル事業並ニ海外ニ於ケル事業ニ關スル事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ニ付特殊ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認ムルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト

二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ資金ノ自治的調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

三、尙事業設備資金以外ノ資金ノ貸付例ヘバ運轉資金等ノ貸付ニ付テハ從來ノ通り取扱ヒテ差支ナシ

備考

本文中一件ノ金額何萬圓トアルハ貸付ニ付テハ一口何萬圓ノ貸付ノ外貸付總額何萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル貸付ヲ含ム

自治的資金調整標準

第一 鑛業

● 臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

(昭、二二、九)

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
一、採 鑛 業	(一) 金屬鑛業	(1) 金鑛(砂金ヲ含ム)	○			
		(2) 銅 鑛	○			
		(3) 鉛 鑛	○			
		(4) 錫鑛(砂錫ヲ含ム)	○			
		(5) アンチモン鑛	○			
		(6) 水銀鑛	○			
		(7) 亞鉛鑛	○			
		(8) 鐵鑛(砂鐵ヲ含ム)	○			
		(9) 硫化鐵鑛	○			
		(10) クロム鐵鑛	○			
		(11) マンガン鑛	○			

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部門別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備考
二、石炭鑛業 (一) 石炭 (二) 亞炭 (三) 石油鑛業 (四) 其ノ他ノ鑛業	(12) タングステン鑛	○						
	(13) モリブデン鑛	○						
	(14) ニッケル鑛	○						
	(15) コバルト鑛	○						
	(16) 其ノ他ノ金屬鑛	○						
	(1) 石炭	○						
	(2) 亞炭	○						
	(1) 燐鑛		○					
	(2) 黒鉛		○					
	(3) 雲母		○					
	(4) 石棉		○					

部門別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備考
二、土石採取業 (一) アルミニウム原鑛採取業 (二) 其ノ他ノ土石採取業	(1) 明礬石	○						
	(2) 礬土頁岩	○						
	(3) 粘土 (ボーキサイトヲ含ム)	○						
	(1) マグネサイト	○						
	(2) ドロマイト	○						
	(3) 耐火粘土		○					
	(4) 珪石		○					
	(5) 螢石		○					
	(6) 酸性白土		○					
	(7) 石灰石		○					
	(5) 硫黄						○	
	(6) 石膏						○	
	(7) 其ノ他						○	

朝鮮ノ重晶石ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ ハ	丙	備 考
		(8) 珪砂		○			
		(9) 陶石		○			
		(10) 抗火石		○			
		(11) 長石				○	
		(12) 火山灰				○	
		(13) 滑石				○	
		(14) 其ノ他				○	

第二工業

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ ハ	丙	備 考
一、紡織工業	(一) 生絲製造業	(1) アセチルセルロース絹絲		○			
	(二) 人造絹絲製造業	(2) 其ノ他		○			
	(三) 人造纖維製造業	(1) 絹絲				○	
	(四) 眞綿及綿製造業	(2) 毛絲				○	
	(五) 紡績業	(3) 麻絲		○			
		(イ) 亞麻絲				○	
		(ロ) 其ノ他				○	

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
	(六) 撚絲業 (七) 織物業	(4) 綿絲 (5) 其ノ他				
	(一) 人造絹織物 (交織物ヲ含ム) (2) 人造纖維織物 (交織物ヲ含ム) (3) 絹織物 (交織物ヲ含ム) (4) 毛織物 (交織物ヲ含ム) (5) 麻織物 (交織物ヲ含ム) (イ) 亞麻織物					

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
二、金屬工業	(一) 製鐵業	(1) 一ノ場所ニ於テ製銑及製鋼ノ設備ヲ以テ營ムモノ (2) 普通銑ノミヲ製造スルモノ (3) 平爐製鋼ニ依ルモノ (壓延ヲモ爲ス)				
	(九) 絲布加工業	(1) 漂白、精練、染色、捺染等 (2) 其ノ他				
	(八) 編物、組物製造業	(1) メリヤス及メリヤス製品 (2) 其ノ他 (6) 綿織物 (7) 其ノ他				
	(ロ) 其ノ他					

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
		モノヲ含ム但シ鍛鋼品、鑄鋼品及特殊鋼ノ製造ヲ除ク)				
		(4) 歴延ノミヲ行フモノ(特殊鋼ヲ除ク)			○ ○	
		(5) 砂鐵、貧鐵其ノ他特殊ノ鐵礦ノ利用ヲ目的トスルモノ	○			
		(6) フェロアロイ	○			
		(7) 低燐銑鐵	○			
		(8) 鍛鋼品	○			
		(9) 鑄鋼品	○			
		(10) 特殊鋼	○			

(二) 非鐵金屬製鍊業	
(11) 繼目無鋼管	○
(1) 金	○
(2) 白金	○
(3) 銀	○
(4) 銅	○
(5) 鉛	○
(6) 錫	○
(7) アンチモン	○
(8) 水銀	○
(9) 亞鉛	○
(10) タングステン	○
(11) ニッケル	○
(12) コバルト	○

部	業	別	細	目	別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備	考
		(三) 非鐵金屬材料品 製造業	(1) 銅										
			(2) 鉛										
			(3) 亞鉛										
			(4) ニッケル										
			(5) アルミニウム										
			(6) 黄銅										
			(7) 青銅 (磷青銅ヲ含ム)										
			(8) 白銅										
			(13) アルミニウム										
			(14) マグネシウム										
			(15) 其ノ他										



部	業	別	細	目	別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備	考
		(四) 鑄物業	(9) 輕合金										
			(10) 減摩合金										
			(11) 鐵										
			(12) 其ノ他										
			(1) 銑鐵鑄物										
			(イ) 鑄鐵管										
			(ロ) 機械用ノモノ										
			(ハ) 其ノ他										
			(2) 可鍛鐵鑄物										
			(3) 非鐵金屬鑄物										
			(イ) 機械用ノモノ										
			(ロ) 其ノ他										

部門別	細目別	甲	乙	丙	備考
業別 (五) 鑄物以外ノ金屬 製品製造業	(1) ボールト、ナット 及ワッシャー		○		
	(2) リベット		○		
	(イ) 鐵製ノモノ				
	(ロ) 其ノ他				
	(3) 釘類				
	(イ) 鐵丸釘				
	(ロ) 蹄釘	○			
(ハ) 其ノ他					
(4) 金屬線					
(5) パネ		○			
(6) 金網	○				
(7) 錨鎖					

部門別	細目別	甲	乙	丙	備考
業別 (八) 鑄金製品製造業	(8) 鋼索			○	
	(9) 鐵塔、橋梁ノ建設 材料			○	
	(10) ドラム罐			○	
	(11) 罐詰用罐			○	
	(12) 建築用及家具用金 物			○	
	(13) 針類				
	(イ) ミシン針				
	(ロ) メリヤス針				
	(ハ) 其ノ他				
	(14) 鈕釦	○			
	(15) 鋼製ベン先	○			

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
三、機械器具 工業	(六) 鍍金製品製造	(16) 人造纖維製造用ノズル				
		(17) 化學工業用白金網				
		(18) 刃物類				
		(19) 食卓用金屬製品				
		(20) 其ノ他ノ金屬製品				
		(1) ブリキ板				
(一) 蒸汽罐製造業	(三) 原動機製造業	(1) 蒸汽機關				
		(2) 其ノ他				
		(二) 自動車用ガス發生装置製造業				

(四) 電氣機械器具製造業	(2) 蒸汽タービン					
	(3) 内燃機關					
	(イ) ガス機關					
	(甲) 木炭ガス機關					
	(乙) 其ノ他					
	(ロ) ガソリン機關					
	(ハ) 石油機關					
	(ニ) 重油機關					
	(4) 水車					
	(1) 發電機、電動機、變壓器					
(2) 電池						

部門	業別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備考
	(五) 絶縁電線及電纜製造業	(3) 家庭用電氣器具 (4) 其ノ他						○	
	(六) 無線及有線電信電話機械器具製造業	(1) 家庭用ラヂオ用具 (2) 其ノ他		○				○	
	(七) 農林漁業用機械器具製造業					○			
	(八) 土木建築用機械器具製造業							○	
	(九) 採鑛、選鑛及製鍊機械器具製造業		○						

(十) 紡績機械器具製造業	(1) 針布 (2) 其ノ他							○	
(十一) 工作機械器具製造業 (部分品ヲ含ム)	(1) 金屬工機械 (2) 工具及刀具類 (3) 製材及木工機械							○	
(十二) 窯業用機械器具製造業	(1) パルプ製造用機械器具 (2) 製紙用機械器具 (3) 高壓化學工業用機械器具 (4) 其ノ他			○					
(十三) 化學工業用機械装置製造業								○	

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備考
		(十四)食料品製造加工 用機械器具製造 業		(イ)甲ノイニ屬ス ル事業ニ必要 ナルモノ											
		(十五)印刷及製本機械 器具製造業		(ロ)其ノ他											
		(十六)起重機製造業													
		(十七)エレベータ製造 業													
		(十八)氣體壓縮機製造 業													

(十九)ポンプ、水壓機 及送風機製造業	(1) 寒暖計 (特殊品ヲ 除ク) 及體溫計														
(二十)度量衡器製造業	(2) 其ノ他														
(二十一)計器製造業															
(二十二)時計製造業															
(二十三)試験檢定及學術 用器械製造業															
(二十四)醫療器械製造業															
(二十五)測量及製圖機械 器具製造業															
(二十六)事務用器械製造 業	(1) 金錢登録機 (2) 其ノ他														

部 門	業 別	細 目 別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備 考
	(二十七)金庫製造業								
	(二十八)ミシン製造業								
	(二十九)寫眞機、幻燈機 及活動寫眞機製 造業								
	(三十)照明用機械器具 製造業	(1)航空用照明燈 (2)探照燈 (3)燈臺用照明燈 (4)其ノ他							
	(三十一)光學機械器具製 造業								
	(三十二)樂器類製造業								
	(三十三)蓄音器製造業								

部 門	業 別	細 目 別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備 考
	(三十四)車輛(部分品及 附屬品ヲ含ム) 製造業	(1)鐵道及軌道用車輛 (イ)機關車 (ロ)ガソリン動車 (ハ)客 車 (ニ)貨 車 (ホ)電 車 (2)自動車 (3)自動自轉車 (4)自轉車 (5)其ノ他							
	(三十五)造船業(部分品 及附屬品ヲ含 ム)	(1)鋼 船 (2)木 船							

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
四、兵器及兵器部分品製造業	(三十六)航空機(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業 (三十七)ガス器具製造業 (三十八)水道器具製造業 (三十九)弁及コック製造業 (四十)ベルト車、齒車、車輪、車軸及軸受製造業 (四十一)其ノ他ノ機械器具製造業	(1) 球軸受 (2) 其ノ他	○	○	○	

五、窯業

業別	細目別	甲	乙	丙	備考
(一) 陶磁器製造業	(1) 電気用ノモノ及醫療用ノモノ (2) 耐酸用ノモノ及耐熱用ノモノ (3) 其ノ他	○	○	○	
(二) ガラス及ガラス製品製造業	(1) 電気用ノモノ及醫療用ノモノ (2) 耐酸用ノモノ及耐熱用ノモノ (3) 乾板用板ガラス (4) 光學ガラス (5) 強化ガラス (6) 安全ガラス	○	○	○	

外地ニテハ鹽田用「タイル」ニ付キ特別ニ取扱フコト

部門	業別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備考
	(三)煉瓦及耐火物製造業	(1)耐火煉瓦 (2)其ノ他		○				○	
	(四)屋根瓦製造業							○	
	(五)セメント製造業							○	
	(六)セメント製品製造業	(1)セメント柱 (2)其ノ他		○				○	
	(七)石灰製造業							○	
	(八)珪瑯鐵器製造業	(1)工業用耐酸性ノモノ (2)其ノ他		○				○	
								○	
								○	
								○	
								○	南洋ニ付テハ特別ニ取扱フコト

六、化學工業

(九)其ノ他ノ窯業	(1)醫藥							○	
(一)製藥業	(2)賣藥及賣藥類似品							○	
(二)工業藥品製造業	(1)硫酸							○	
	(2)硝酸					○			
	(3)ソーダ灰					○			
	(4)苛性ソーダ						○		
	(5)晒粉						○		
	(6)壓縮ガス							○	
	(イ)アンモニア						○		
	(ロ)鹽素						○		
	(ハ)酸素						○		
	(ニ)其ノ他						○		

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
		(7) 醋酸			○	
		(8) 石炭酸	○			
		(9) メタノール	○			
		(10) エーテル			○	
		(11) グリセリン	○			
		(12) 硝酸カリ			○	
		(13) 硝酸アンモン	○			
		(14) カーバイド			○	
		(15) 人造クリオリット	○			
		(16) アセトン	○			
		(17) ブチルアルコール			○	

業	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
(一) 塗料	(1) 塗料			○	
(二) 漆	(イ) 漆			○	
(三) 染料及中間物製造業	(1) 天然染料 (2) 合成染料 (3) 染料中間物其ノ他 コールドール分溜 物誘導體		○		
(四) 合成ゴム製造業			○		
(五) 鞣皮材料製造業			○		
(六) 人造香料製造業			○		
(七) 塗料及顔料製造業			○		
(八) 炭酸マグネシア及炭酸石灰	(18) 炭酸マグネシア及炭酸石灰			○	
(九) 其ノ他	(19) 其ノ他			○	

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
		(ロ)ワニス			○	
		(ハ)ペイント			○	
		(甲)船底塗料			○	
		(乙)其ノ他			○	
		(ニ)自動車及航空 機用其ノ他ノ 特殊塗料		○	○	
		(ホ)其ノ他ノ塗料			○	
		(2)顔料				
		(イ)カーボン ラック		○		
		(ロ)酸化チタン			○	
		(ハ)其ノ他			○	

(八)石鹼及化粧品 製造業		(1)火薬	○			
(九)發火物製造業		(2)爆薬	○			
		(3)導火索	○			
		(4)煙火			○	
		(5)其ノ他			○	
(十)石油精製業			○			
(十一)人造石油(頁岩 油ヲ含ム)製造 業			○			
(十二)コークス及コー ルタール分溜物 製造業			○			

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲			イ 乙			丙	備 考
			イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ		
	(十三) 代用液体燃料製造業	(1) 菜種油								
	(十四) 植物油脂製造業	(2) 糠油								
		(3) 其ノ他								
	(十五) 樟腦製造業	(1) 魚油								
	(十六) 動物油脂製造業	(2) 其ノ他								
	(十七) 木蠟製造業	(1) 硬化油								
	(十八) 蠟燭製造業	(2) 其ノ他								
	(十九) 加工油製造業	(1) 硬化油								
		(2) 其ノ他								

外地ノ棉實油及ヒマシ油ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

	(二十) ゴム製品製造業	(1) 軟質ゴム製品							
		(イ) タイヤ及其ノ附屬品							
		(甲) 自動車用及航空機用ノモノ							
		(乙) 其ノ他							
		(ロ) 防毒具							
		(ハ) 其ノ他							
		(2) 硬質ゴム製品							
		(1) フェノールレジン及同製品							
		(2) 其ノ他							
	(二十一) 人造樹脂及同製品製造業								
	(二十二) 蓄音機レコード製造業								

朝鮮ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

部門	業別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備考
	(二十三)パルプ製造業	(1) 模造羊皮紙							
	(二十四)製紙業	(2) バライターペーパー							
		(3) 新聞用紙							
		(4) 其ノ他							
	(二十五)セルロイド及同製品製造業	(1) 板							
	(二十六)アセチルセルロース製品製造業	(2) 其ノ他							
	(二十七)ヴァルカナイズドファイバー製造業								

	(二十八)寫眞用フィルム、乾板及感光紙製造業	(1) 植物質及動物質ノモノ							
	(二十九)肥料製造業	(2) 礦物質ノモノ							
		(イ) 過磷酸石灰							
		(ロ) 磷酸アンモン							
		(ハ) 硫安							
		(ニ) 硫酸カリ							
		(ホ) 石灰窒素							
		(ヘ) 其ノ他							
	(三十)工業鹽製造業	(3) 配合肥料							

農林、商工兩省ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

外地ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

部 門	業 別	細 目 別	イ			備 考
			甲	乙	ハ	
	(三十二)製革業	(1) 兔毛皮				
	(三十三)精製毛皮製造業	(2) 其ノ他				
		(1) 寫眞用ゼラチン				
	(三十三)糊料製造業	(2) 其ノ他				
	(三十四)研磨材料及研磨用品製造業	(1) 研磨材料				
		(2) 研磨用品				
		(1) 電氣用カーボン				
	(三十五)炭素製品製造業	(2) 活性炭				
		(3) 其ノ他				
		(三十三)其ノ他ノ化學工業				

部 門	業 別	細 目 別	イ			備 考	
			甲	乙	ハ		
七、製材及木製品工業	(一)製材業	(1)家具、曲物、挽物					
		(2)其ノ他					
八、印刷及製本業	(二)木製品製造業	(1)清酒					
		(2)味淋					
九、食料品工業	(一)致酔飲料製造業	(3)焼酎					
		(4)酒精含有飲料					
		(5)麥酒					
		(6)葡萄酒					
		(7)其ノ他					

朝鮮ノコルクニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考	
土、其ノ他ノ工業	(一) 瓦斯供給事業						
	(二) 紙製品製造業						
	(二) 刷毛及刷子製造業						
	(三) 綿及麻製網、繩及網製造業						
	(四) 製帽業						
	(五) 防水布類製造業						
	(六) 衛生材料品製造業						
	(七) 石綿製品製造業						
	(八) 燐寸製造業						
	(九) 金屬箔製造業						

業別	細目別	甲	乙	丙	備考
(十) 万年筆、鉛筆及クレヨン製造業 (十一) 機械用ベルト製造業 (十二) 繰綿製造業 (十三) 其ノ他					

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
一、農林業	(一) 特別農業	(1) 乙ノイニ屬スル農林業ニ必要ナルモノ				
		(2) 其ノ他				
二、畜産業	(二) 附随農業	(1) 乙ノイニ屬スル農林業ニ必要ナルモノ				
		(2) 其ノ他				
三、家畜飼料加工業	(三) 附随農業	(1) 乙ノイニ屬スル農林業ニ必要ナルモノ				
		(2) 其ノ他				
四、農林土木事業	(四) 附随農業	(1) 乙ノイニ屬スル農林業ニ必要ナルモノ				
		(2) 其ノ他				

第四 水産業

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
一、水産業	(一) 沿岸漁業	(1) 母船式鯨漁業				
		(2) 其ノ他				
	(二) 内地沖合遠洋漁業	(1) 母船式鯨漁業				
		(2) 其ノ他				
	(三) 工船漁業其ノ他ノ海外漁業	(1) 母船式鯨漁業				
		(2) 其ノ他				
	(四) 養殖業	(1) 母船式鯨漁業				
		(2) 其ノ他				
	(五) 鹽田業	(1) 母船式鯨漁業				
		(2) 其ノ他				
	(六) 其ノ他ノ水産業	(1) 母船式鯨漁業				
		(2) 其ノ他				
	(七) 水産土木事業	(1) 母船式鯨漁業				
		(2) 其ノ他				

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備	考
二、電信電話 事業				(口)其ノ他												
三、其ノ他ノ 交通業																

第六 商業

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備	考
一、物品販賣 業																
二、不動産 買業																
三、貿易業																
四、倉庫業																
五、金融業																

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ ハ	丙	備 考
六、保 險 業 七、其ノ他ノ 商 業	(一) 信託業						
	(二) 貸金業						
	(三) 質屋業						
	(四) 其ノ他						
	(一) 仲買、委託販賣 及仲立業						
	(二) 取引所						
	(三) 市場業						
	(四) 證券業						
	(五) 小運送業						
	(六) 其ノ他						

第七 雜 業

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ ハ	丙	備 考
一、雜 業	(一) 土木建築請負業						
	(二) 土地建物賃貸 (貸室ヲ含ム)業						
	(三) 物品賃貸業						
	(四) 新聞紙發行及圖 書、雜誌出版業						
	(五) 旅館業						
	(六) 娛樂及興行ニ關 スル事業	(1) 溫泉地及遊園地經 營 (2) 劇場及演藝場經營 (3) 競技場、運動場經 營					

部 門	業 別	細 目 別	甲		乙		丙	備 考
			イ	ロ	イ	ロ		
		(3) 産業組合						
		(4) 漁業組合						
		(5) 畜産組合						
		(6) 商業組合						
		(7) 工業組合						
		(8) 森林組合						
		(9) 貿易組合						
		(10) 酒造組合						
		(11) 住宅組合						
		(12) 其ノ他ノ組合						
	(十二) 社交的施設							
	(十三) 其ノ他							

昭和十二年十月四日印刷
昭和十二年十月五日發行

大藏省理財局編纂

發行所 内閣印刷局
印刷者 内閣印刷局發行課
販賣所 内閣印刷局發行課

東京市麹町區大手町
電話丸ノ内四三五一三五九
振替 東京 一九〇〇〇

全國各地官報販賣所
全國各地主要書店

定價二十錢 送料不要

733
18)



